

高知県中央児童相談所 一時保護所第三者評価結果報告書

特定非営利活動法人あいおらいと

業 務 名	高知県中央児童相談所一時保護所第三者評価委託業務
履 行 場 所	高知県高知市若草町 10-5 高知県中央児童相談所 一時保護所 定員 35 名
履 行 期 間	令和 2 年 8 月 2 4 日から令和 2 年 1 2 月 2 3 日まで
業務実施日	・ 評価説明会 令和 2 年 9 月 1 1 日 ・ 訪問調査 令和 2 年 1 0 月 2 0 日 2 1 日 ・ 結果説明会 令和 2 年 1 1 月 2 7 日

訪問調査日：10月20日（火）21日（水） 2日間

1 日 目 1 0 月 2 0 日（火）9：00～18：00	
9：00～9：10	評価日程の確認など
9：10～12：00	自己評価項目についての聞き取り
12：00～13：00	昼食 書類点検など
13：00～13：45	2 名（1 名約 1 5 分） 新人（2～3 年）及びベテラン職員（聞き取り職員を除く）
13：45～16：00	自己評価項目についての聞き取り
16：00～17：00	評価者すりあわせ 評価内容等の確認
17：00～18：00	引き継ぎ、申し送りへの参加
2 日 目 2 1 日（水）8：30～12：00	
8：30～9：00	引き継ぎ、申し送りへの参加
9：00～11：00	自己評価項目についての聞き取り 記録等の閲覧
11：00～11：30	評価者すりあわせ 評価内容等の確認
11：30～12：00	意見交換、今後の流れの確認 評価説明会日程など

業務の目的

平成 2 8 年 6 月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、子どもが権利の主体であることが明記された。高知県中央児童相談所が行う一時保護においても子どもの権利擁護を図るための取り組みが必要であることから、第三者評価の実施が求められており、第三者評価を通じ、一時保護児童の権利擁護と施設運営の質の向上を図る。

1 一時保護所第三者評価項目 58項目 あいらいと

	内 容	項目数
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	14項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15項目
第Ⅲ部	一時保護所の運営	23項目
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6項目

※評価項目について

平成30年度一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)(三菱UFJリサーチ&コンサルティングの報告書)を基に、①質問の手戻りや重複する項目を省き②受審者の負担軽減などの視点で見直しを行った。

(案)からの変更点 64項目 →58項目 5部構成から4部構成とし、5 一時保護の開始及び解除手続きについては、各項目へ分散した。

2 判断基準

- ・判断基準の評価は○、△、スペースで評価します。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行います。

評価ランク	評価基準
s	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
a	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
b	やや適切さにかける 「a」に向けた取組みの余地がある状態
c	適切ではない、または実施されていない 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

3 あいおらいと評価調査者

主評価調査者 田中 進 特定非営利活動法人あいおらいと代表

[経歴] 元鳥取県福祉専門職 知的障がい児入所施設、肢体不自由児通園施設、精神保健福祉センター、福祉事務所 母子係、盲・ろうあ児入所施設、保育士養成施設、県庁子ども家庭課、福祉相談センター(中央児童相談所)、児童自立支援施設(厚労省第三者評価見直しワーキングメンバー)、米子児童相談所、福祉相談センター(中央児童相談所・婦人相談所)

[資格など] 社会福祉士(実習指導者)、精神保健福祉士、介護支援専門員、思春期保健相談士
県立看護専門学校非常勤講師(福祉)

評価調査者 長谷川 理恵 開業保健師 BeingPrem 主宰

[経歴] 元鳥取県保健師 保健所、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、県庁等

[資格など] 保健師、精神保健福祉士、日本アトラー心理学会認定アトラー心理学心理療法士、同家族コンサルタント
鳥取県初任者保健師育成トレーナー 鳥取県市町村保健指導アドバイザー

4 総 評

<評価の高い点>

1 一時保護所「権利ノート」の作成

一時保護所において「権利ノート」が作成されていることは、全国的にも少ないと思われます。この先駆的な取り組みは高く評価されます。

2 一時保護所のチームワーク

新しい一時保護所となり、職員も児童福祉司等のケースワーク業務経験者も増え、日々意見交換が行われ、チームワークを通じて「子どもの最善の利益」を目指した支援に取り組まれています。

3 福祉専門職の充実

一時保護の対象は、被虐待、非行、障害等の様々な要因や年齢や性別、保護期間も異なります。それらの子どもたちの生活支援や行動観察等を適切に行うことは、より高度な知識や技術のほか、一時保護所独自の専門性が求められます。

現在、一時保護所の職員は、児童自立支援施設や障害分野等の施設経験者が勤務しており、充実した職員配置となっています。

4 児童相談所長のリーダーシップ

児童相談所長は、一時保護所の引継ぎや子どもとの昼食には可能な限り参加し、子どもの動向や一時保護所全体の把握に努めています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で研修等の情報収集の少ないなかで、積極的に児童相談所業務の向上に取り組まれています。

5 第三者評価の受審

今回、全国に先駆けて一時保護所第三者評価の受審に取り組みました。数年前に一時保護所内での虐待事案があったとはいえ、それを機会に虐待防止のみならず、職員の質の向上や運営体制強化を目指しています。

<今後期待される点>

1 子どもの権利擁護への取り組み

被措置児童等虐待、プライバシー、個人情報の取り扱いなどの研修計画及び取り組みが十分ではありません。今後は、マニュアルの見直しや定期研修の開催のほか、被措置児童等虐待チェックリスト等の取り組みが必要です。

2 相談部門との連携

一時保護当初は、「情報共有シート」を活用し情報共有が行われます。しかし、一時保護後に情報が十分伝わらないこともあります。今後、相談部門が得た情報については、システムの入力及び児童福祉司が直接一時保護職員に適宜伝えることが必要です。

3 一時保護を行う際の一時保護部長への意見の聞き取り

一時保護を行う場合、担当部長に情報が入らない場合もあるようです。今後、担当部長の不在等で一時保護所への確認が取れない場合の取り決めが必要です。

4 一時保護期間について

保護者への対応及び調査、関係機関との連絡調整、受け入れ先の施設の都合等で退所までに時間を要しています。今後、子どもの権利擁護等の観点から「一時保護ガイドライン」が示す保護期間を指す取り組みに期待します。

参考

一時保護の期間について

平成30年度福祉行政報告例によると、一時保護平均在所日数は全国平均29.4日、短い所は、4.7日、長い所は、48.6日であり、自治体により大きく差があります。

高知県は36.1日となっており、この度の第三者評価では、①保護者への対応及び調査②関係機関との連絡調整③受け入れ先の施設の都合等の要因により現在の在所日数となっています。

今回の結果を幅広く県内の社会的養護の課題と捉えて改善に役立てていただければ幸いです。

5 マニュアルの充実

現在のマニュアルは、業務の内容が記載されていますが、実際に職員が業務を行うには、具体的な手順等の記載が必要です。今後の見直しに期待します。

6 システムの有効活用

ICTシステムが導入され、児童相談所全体の情報共有が行われています。しかし、一時保護所でのパソコンの台数が少なく、業務の効率化や情報共有が十分に果たせていません。今後、パソコンの台数の追加を含めICTシステムの実用的な運用を前提とした情報共有システムの構築に期待します。

高知県中央児童相談所 第三者評価結果

各項目のコメントについては別紙

※共通 児童相談所相談部門と関連する項目

I 子ども本位の養育・支援		評価	共通
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	b	○
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	b	○
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b	○
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b	○
No.5	保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか	b	○
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	b	○
No.7	子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	b	○
No.8	外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	b	○
No.9	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	c	○
No.10	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b	○
No.11	特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか	b	○
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか	b	○
No.13	子どものプライバシーへの配慮が行われているか	b	○
No.14	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	b	○
No.15	子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	b	○
II 一時保護の環境及び体制整備		評価	共通
No.16	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	a	
No.17	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	b	
No.18	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	a	
No.19	管理者（一時保護所の長）としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a	
No.20	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b	
No.21	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a	
No.22	情報管理が適切に行われているか	b	○
No.23	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	b	
No.24	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a	
No.25	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	b	○
No.26	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a	
No.27	子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか	b	○
No.28	医療機関との連携が適切に行われているか	a	
No.29	警察や司法機関との連携が適切に行われているか	a	○
No.30	施設や里親等との連携が図られているか	a	○
III 一時保護所の運営		評価	共通
No.31	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	c	○

No.32	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b	
No.33	緊急保護は、適切に行われているか	b	○
No.34	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a	
No.35	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	b	
No.36	食事が適切に提供されているか	b	
No.37	子どもの衣服は適切に提供されているか	b	
No.38	子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか	a	
No.39	子どもの健康管理が適切に行われているか	b	
No.40	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	b	
No.41	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	該当なし	
No.42	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a	○
No.43	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a	○
No.44	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○
No.45	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○
No.46	重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている	a	○
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b	○
No.48	健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b	○
No.49	災害発生時の対応は明確になっているか	a	○
No.50	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a	○
No.51	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b	
No.52	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	b	
IV	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	評価	共通
No.53	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a	○
No.54	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	b	○
No.55	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	a	
No.56	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	b	○
No.57	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a	○
No.58	観察会議が適切に実施されているか	b	○

高知県中央児童相談所「子どもへのアンケート」結果

令和2年10月実施 対象：8名

あなた自身について教えてください

問1 性別

男(3) 女(5) その他(0) 答えたくない(1) 無回答(0)

問2 年齢は(アンケートを回答日の年齢)

10歳(1) 11歳(1) 12歳(2) 14歳(2) 16歳(2) 無回答(0)

問3 ここ(一時保護所)に来た日から今日で何日目ですか。

10日(2) 16日(2) 18日(1) 24日(1) 1ヶ月以上(1) 70日(1)

ここでの生活について教えてください

問4 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。

された(6) 覚えていない(1) されなかった(1) 無回答(0)

問5 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。

された(5) されたが、わからなかった(3) されなかった(0) 無回答(0)

問6 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。

された(6) されたが、わからなかった(0) されなかった(2) 無回答(0)

問7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。

聴いてもらった(4) まあ聞いてもらった(0) あまり聞いてもらえなかった(3)

聞いてもらえなかった(1) 無回答(0)

問8 ここの職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。

いる(6) いない(0) わからない(2) 無回答(0)

問9 ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

よくある(3) 少しある(3) あまりない(1) まったくない(1) 無回答(0)

問10 自由に過ごせる時間は多いですか。

多い(2) まあ多い(3) あまり多くない(1) 多くない(2) 無回答(0)

問11 自由時間で楽しいことはありますか。それは何ですか。

ある(6) ない(2) 無回答(0)

・編み物をしたり体育館でみんなと遊んだりが楽しい

・(施設に)ある物が低学年向きのものでから

・TVを見たりすること

・人とコミュニケーションがとれないのであまり楽しくないが、やってみて楽しいものもある

・ユニットでの時間(テレビ・パズルなど)体育館での時間(大なわ・バスケットなど)

・外でみんなでサッカー

問12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。

外出の希望は聞いてもらえる(0) 面会の希望は聞いてもらえる(3)

電話の希望は聞いてもらえる(0) どれも希望は聞いてもらえない(1)

希望したことがない（４）

問 13 ここから保育園・幼稚園・学校に通っていますか。

今まで通っていた学校に通っている（０） 通っていた学校と違う学校に通っている（０）
通っていない（８） 無回答（０）

問 14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

難しい（１） やや難しい（１） やや易しい（４） 易しい（２） 無回答（０）

問 15 学習時間以外の活動（午後の活動等）は楽しいですか。

楽しい（４） まあ楽しい（３） あまり楽しくない（１） 楽しくない（０） 無回答（０）

問 16 食事はおいしいですか。

おいしい（０） まあおいしい（５） あまりおいしくない（２） おいしくない（１）
無回答（０）

問 17 食事の時間は楽しいですか。

楽しい（０） まあ楽しい（２） あまり楽しくない（３） 楽しくない（３） 無回答（０）

問 18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。それはどんなことですか。

嫌なことや困っていることがある（３） ない（４） 無回答（１）

問 19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。

できた（４） できなかった（１） 相談することがなかった（３） 無回答（０）

問 20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。

うれしかったことがある（４） ない（３） 無回答（１）

⇒「嬉しかったことがある」について具体的にどのようなことが書いてください

- ・野外活動に行けることや体育にいけること ・みんなと仲良くできること
- ・職員の人に字や言葉のことについてほめてもらったこと

問 21 ここでの生活（全体をとおして）はどうでしたか。

よかった（４） まあよかった（３） あまりよくなかった（１） よくなかった（０） 無回答（０）

問 22 ここでの生活で変えてほしいことやこうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

- ・叶わないかもしれないけど男子と遊んだり料理をしてどれがおいしかったかというのをしてみたい
- ・保湿クリームや乳液、化粧水が欲しいと思った。肌荒れや乾燥が気になる
- ・かかわるとイライラする先生がいる そのせいでとんぶくを飲むこともあった 精神的にやられる
- ・かどたせんせいが乱暴
- ・先生が優しい、褒めてくれる、面白い ・食事の量を増やしてほしい
- ・図工の時間が欲しい ・午後の活動をもっと増やしてほしい

参考

1 高知県管内状況 698, 121人 (令和元年9月1日現在)

児童相談所名	管轄区域
中央児童相談所 616, 824人	高知市 329,052 室戸市 12,029 安芸市 16,449 南国市 47,005 土佐市 25,959 須崎市 21,021 香南市 32,280 香美市 26,599 安芸郡 15,926 長岡郡 6,726 土佐郡 4,130 吾川郡 26,083 高岡郡 53,565
幡多児童相談所 81, 297人	四万十市 32,985 宿毛市 19,541 土佐清水市 12,417 幡多郡 16,354 (一時保護所設置なし)

2 一時保護所概要

[職員]							
<table border="1"> <tr> <td>所長</td> <td>副参事</td> <td>副所長</td> <td>虐待防止対策監</td> </tr> </table>				所長	副参事	副所長	虐待防止対策監
所長	副参事	副所長	虐待防止対策監				
保護部長	1名	保護第一担当	チーフ 1名 (保護部長兼)				
			保育士 3名				
			児童指導員 1名				
		保護第一担当	チーフ 1名				
			児童指導員 3名				
会計年度職員	児童指導員 8名	学習指導員	1名 児童指導員補助 12名				

3 平成30年度虐待相談の特徴

平成30年度における療育福祉相談センターを含む高知中央児童相談所、幡多児童相談所の相談件数は1,991件であり、昨年度と比較し全体で32件の減となっているが、養護相談は32件増加している。このうち、児童虐待相談は、595件と前年度と比較し142件の増となっており養護相談全体の約6割を占めている。

児童虐待認定対応件数も前年度326件、平成30年度は420件であり、94件と大幅に増加している。

4 一時保護の実施件数 265人

一時保護の場所	人数 延べ回数	平均保護日数・1日平均在籍数
中央児童相談所	165人 211回 (7,094日)	33.6日 前年度比2,4日減 19,4人 前年度比1,0人増

乳児院・児童養護施設等への 委託一時保護	100人 155回 (2,990日)	19.7日 前年度比2,1日減 8,2人 前年度比0,3人増
-------------------------	-----------------------	-----------------------------------

※平成30年度 一時保護全国平均 29,4日 (厚労省福祉行政報告例)

- 5 虐待による一時保護の実施件数 150件
150件うち職権による一時保護が83件となっている。

児童相談所及び一時保護所の第三者評価の実施状況 (令和2年4月1日現在)

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ)

平成29年度から令和元年度までに実施済

児童相談所			一時保護所		
実施箇所数	合計箇所数 (平成31年4月1日現在)	実施割合	実施箇所数	合計箇所数 (平成31年4月1日現在)	実施割合
9箇所	215箇所	4%	34箇所	139箇所	24%

●児童相談所の第三者評価を実施済の自治体

・大阪府(6箇所) ・京都市(2箇所) ・堺市(1箇所)

●一時保護所の第三者評価を実施済の自治体

・福島県(3箇所) ・埼玉県(4箇所) ・東京都(7箇所) ・神奈川県(1箇所) ・長野県(1箇所) ・静岡県(2箇所)
 ・兵庫県(1箇所) ・広島県(2箇所) ・長崎県(1箇所) ・熊本県(1箇所) ・千葉県(1箇所) ・横浜市(4箇所)
 ・川崎市(2箇所) ・相模原市(1箇所) ・京都市(1箇所) ・大阪市(1箇所) ・堺市(1箇所)

※主な評価機関

・社会福祉審議会専門部会 ・民間コンサルティング会社 ・社会福祉協議会 ・NPO法人 ・大学等研究者 など

参考条文等

(※)児童相談所の第三者評価(児童福祉法)

第十二条

6 都道府県知事は、第二項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。

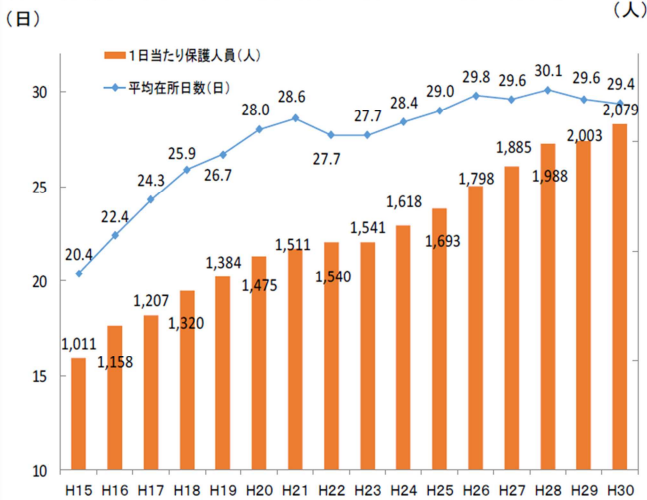
(※)一時保護所の第三者評価

・平成29年7月10日付雇児発0710第9号雇用均等・児童家庭局総務課長通知「一時保護所における第三者評価受審費加算費の取扱いについて」

・平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護所の第三者評価に関する研究報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員は、平均在所日数ともに増加傾向

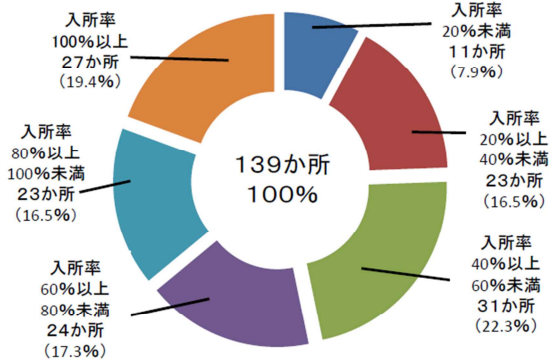


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典】福祉行政報告例

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H31.1～R1.12の間の一時保護所(139カ所)の平均入所率

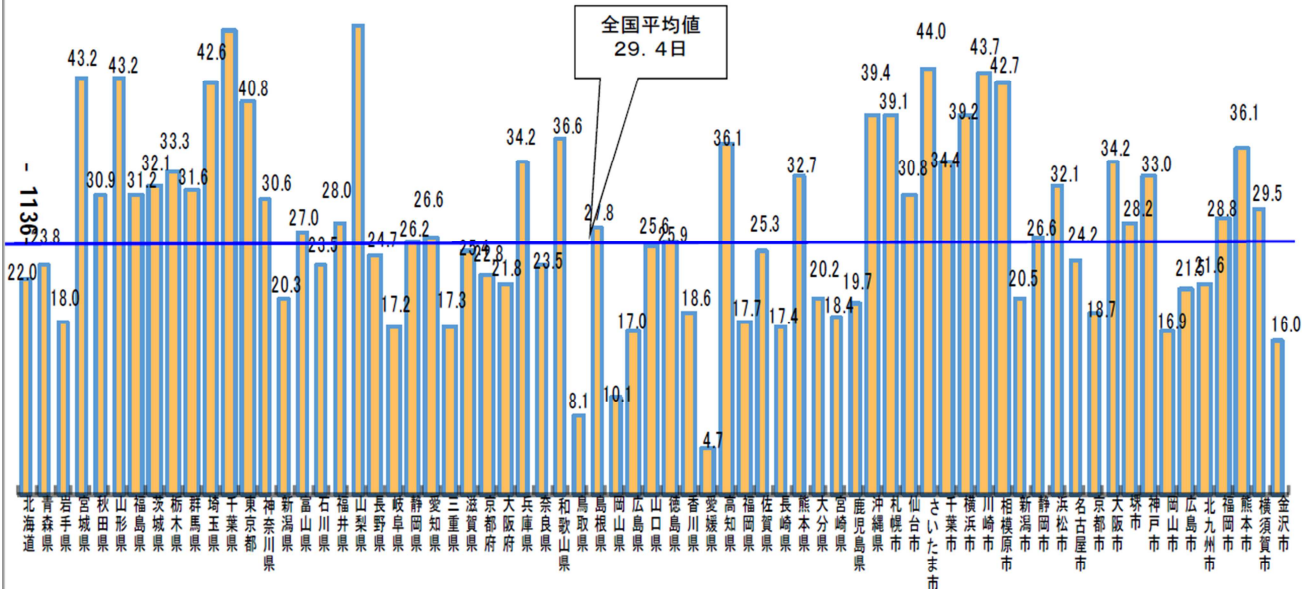
【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.4日 (前年度平均値 : 29.6日)

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



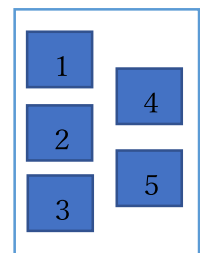
【出典】福祉行政報告例[平成30年度]

【報告会】 参加者 27 名

令和2年11月27日

【グループワーク】 (5 グループ)

* 評価が高い点について



「1 グループ」

- ・ 権利ノート⇒年齢にもよるが説明することで今後の流れが分かるなどの効果が期待できる。
- ・ 多職種配置⇒ケースワークなどのアドバイスがあるので支援方法についてもメリットがある。
- ・ リーダーシップ⇒子供を中心に考えてもらっている。コロナ影響で食事が一緒に取りにくいので、他の場面でも参加してもらえるとコミュニケーションがより取っていただけるのではないかと。

「2 グループ」

- ・ 権利ノート⇒作成できていることもあるが、日誌に挟んでいることで日々活用出来ている。
- ・ 多職種配置⇒職種が増える事によりチームワークが乱れることなく、それぞれの職種の立場や視点から建設的に意見を出し合って業務に向かっている。
- ・ リーダーシップ⇒所長が保護所に泊まりに来てもらっているなど、ありがたい。

「3 グループ」

- ・権利ノート⇒ノートを日誌に挟んで毎日見えるようにしている。
- ・多職種配置⇒別の立場での意見がもらえる。職員体制や職種も充実しているので働きやすい。
- ・保護所と事務所の場所が遠いので、掲示板に動態表を貼ってもらっているなど工夫がある。
- ・保護期間については、県によって違いがあるのは、支援会議などやり方の影響もあるのではないかな。

「4 グループ」

- ・今の保護所はチームワークが良い。
- ・情報を共有していこうという前向きな姿勢がある。場所は離れているが疎通がうまくいっている。
- ・ケースワーカー経験者が増えており、経験を基にして色々な意見を前向きに取り組んでいる。

「5 グループ」

- ・権利ノート⇒日誌に挟んでいる。子どもに認識してもらえる努力はしている。
- ・多職種配置⇒色々な分野の職員がいることは良い。

* 今後期待される点について



「1 グループ」

- ・連携⇒情報共有シートは結構活用できていると思う。実際には口頭（電話等）での伝達もある。

「2 グループ」

- ・権利擁護⇒個人情報の取り扱いについては、机に置いてある場合など丁寧に取扱っていないこともある。
- ・連携⇒スタッフミーティングを一階で行なっている場合もあり、保護所など場所を変えながら開催することで、多職種（沢山のスタッフ）が参加できるのではないかな？
- ・保護期間⇒同じ報告が毎週続くこともあり、どうやったら帰れるかなど子どもから聞かれても返答に困る場面もある。情報が止まっていることもあるので情報共有し期間短縮を進めていきたい。
- ・ICT⇒重要と思うが、一時保護所の机が小さくてPCをたくさん置くことも、教材づくりの面からも物理的に難しい。システムに入力していても全員確認しているか…。

「3 グループ」

- ・権利擁護⇒権利は時代によって変わるが、やっている職員も今後研修などでレベルアップしたい。
- ・連携⇒情報共有シートと情報共有依頼シート（まぼろし）…依頼しなければ出てこないため依頼シートがあるが、そこまで必要性がないものもある。
- ・保護期間⇒何のための一時保護であるか？を検討したり目的を確認しているが、絞っていけば期間が短くなるかな。

「4 グループ」

- ・連携⇒情報共有シート…保護初期に使用。シートが無くても出来るようにした方が良い。緊急時など現場だけで対応、判断する明確な手続き方法が確立されていない。
- ・保護期間⇒県外のバイザーと話をしていても思うが、丁寧に対応しているから長くなっている。

「5 グループ」

- ・連携⇒情報は入っているが、緊急でない場合に保護所の職員が入っていない。休みの時にどうやって伝えていくかを決めていく必要がある。
- ・保護期間⇒長くなってしまっているかと思っているが、入所に向かうために社会調査が必要になっているために長くなっているという点があるので、
鳥取の実情を教えてほしい⇒歴史的な流れもあり、一概には言えない部分もあるが、鳥取こども学園があり、一時保護所も併設し職員3名が配置されていて迅速な対応が可能になっている。
- ・マニュアル⇒誰でも見たら分かる物にしたいが、そもそも何にマニュアルが必要なのか。
- ・しおり⇒中身を変える物も必要かと思うが、ワーカーと保護所との職員で検討する必要がある。

<追加説明>

- *研修対応⇒権利擁護などの研修は義務としては1回としており、以後は希望参加となっている。
⇒1年に1回は参加が望ましい。
- *情報共有⇒保護所と事務所は子どもの様子がわかるためにも近い方が望ましい。
- *ICT⇒情報は確認するルーティンを自覚すること。

<質疑>

- *マニュアル…初めて就いた職員が読んで分かる物と認識しているが、業務が進む中でも読み返していくこともあると良い内容と思うが。シンプルで分かりやすいものと思っている。
- ・緊急対応マニュアルも作り変える必要があると思うが、5番に記載のある「危機に対して…」といった点についてはすでに整備されている内容もあると思うが。
⇒マニュアルについては、職員が業務を行う上で誰が見てもすぐに業務内容がイメージ出来るものとなっていることが重要。危機対応マニュアルはありますが、数ページもあり、例えば「火災」「無外」「医療」「暴力」など指揮命令系統はほとんど同じでありA3 1枚程度にまとめ、事務室、宿直室等に掲示することで一目見て対応可能なものとするのが望ましい。
また、項目だけでは経験者はイメージ出来るが初めて勤務する職員には難しく、各業務の内容がわかるフローチャート等の図を挿入したマニュアルがあると良いと思う。
- *一時保護所の業務マニュアルとしてのイメージと思っているが、どのあたりが分かりにくいのか？
⇒詳細については、他の保護所等のマニュアルを提供予定であり、参考にさせていただきたい。



第三者評価報告会の感想

- ・評価が全体で共有できることがありがたくグループで話し合うことで解決のきっかけとなるかもしれないことが良かったと感じました。
- ・良い点についても不十分な点についても課題やトピックが照らされることで情報共有の機会になったことが良かったと思いますいろいろと細かいところに気づくきっかけになりましたし、普段言えなかった素朴な?を伝えることができましたありがとうございました。
- ・楽しかったです。お話も楽しかったです。改善していくべき、今後も活用し良くしていく、など様々な視点からの意見が知れたと思います。
- ・相談所の職員さんと話し合う時間は普段あまりないので良い機会になった
- ・改善点の方が多いとの意見は、児童も褒められるほうが良いとの気持ちとつながるのではないかと感じた。
- ・客観的に評価される機会は少ないので、このように評価されるのか、表現されるのかと言う感じでした。具体的に何を持って評価されたのかを文面に書いていただくと理解が深まるかと思います。
- ・日々保護者をより良くするためにと考え取り組んでいます。ですので、第三者評価を凄く楽しみにしていました。まだまだ改善点があることで意欲が意欲につながります。
- ・小さなことから具体的に見直ししていきたいと思います。長期間ありがとうございました。
- ・客観的な意見が得られたこと、そして保護者についてケースワーカーさんから意見が得られたことが収穫でした。
- ・児相と言う同じ職場にいながら、意思疎通が取れていないかケース対応にも影響している。その中で今回のように体制の確認をできた事は良かったと思う。
- ・保護者は物理的な距離のせいもあり、情報共有の中に置いてけぼりになりながらと感じているため、普段から意識的に対等な立場のチームの一員と言う気持ちを持つことが大事だと感じました。
- ・このような機会は初めてなので新鮮でした。改めて保護所を見直す機会になりましたありがとうございました

いました。

- ・第三者機関と言う実際とずれたところも多少あるとしても、外からどう見えているのか内情を知らない機関がどう感じるのかと言うことも大変参考になったし、なるほどと思うところがありました。また、これを持って職員同士の情報交換の機会になったと思います。
- ・それぞれの立場役割によって子供に対する支援の意見も違ってくると思いますが、より良くなる共通点で議論改善ができると思います。そのきっかけをいただきありがとうございました。
- ・第三者評価をいただいたことで改めて一時保護所の取り組みや改善すべき点について、客観的に知ることができた。
- ・ワーカーとしての立場から改善できることについて具体的に取り組みたいと思う。
- ・日々を振り返ることができ良い時間になりました。同じ見相で保護所のことで知らないことがまだまだあるので連携をもっと意識していきたいと思います。それが結果子供のためにつながることも再認識できました
- ・客観的に評価してもらい機会を得ることができてよかった。

- ・改めて一時保護所とケースワークのつながりについて考えることができた。より良い支援ができるようまた皆で話し合っていきたい。
- ・この場で評価結果をもとに他職種の方と話し合い意見を出し合えたことがよかった。改善点は今後生かしていきたい
- ・ありがとうございました。評価結果(総評)については現在進行形で取り組むことが大切だと感じました。ただ評価理由が実情とかけ離れているため残念な思いが強いです。
- ・一時保護所の職員です。今までの振り返りができたことがよかったです。日々当たり前になっていることを改めて考えられる機会になりました。福祉司の方々と話をしながら取り組んでいきたいです。ありがとうございました。
- ・児童福祉司と一時保護所の職員が業務について話すことができたことが良かった。
- ・よい点、期待される点で検討時間が同じ15分なら、期待される点の時間は足りない。時間配分を検討
- ・一保職員にとって外部の方に評価していただく機会はあまりないので、自分たちの仕事を客観的に見る良い機会になったと思います。
- ・日々の業務で感じることも気づくことがあってもその場の重い考えで流れてしまうことがあったが、今回第三者評価を受け職場内で話し合いの場を持つことができたのはよかった。
- ・具体的な改善に向けて協議を重ねていかないと
- ・自己評価シートをつけてみて一時保護所の日々のことをよく知らないことに気づくことができました。
- ・保護期間が長くなることについては、各担当も努力が必要です。あと、地域や学校の抵抗感への対応にも苦労するので社会全体で子供の権利一保は短期間を知ってもらいたいです。(厚労省がそれを表明するとか)ありがとうございます。

高知県中央児童相談所一時保護所 評価結果

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (1) 権利保障 ①子どもの権利に関する説明

評価

【No.1】子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか（共通）

b

1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか

b

子どもの権利について、規程・マニュアル等が整備され、職員に周知されている。

△

子どもの権利を説明するツールを作成している

○

日常生活の中で伝える取組をしている

△

1-2 子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか

b

職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している

△

苦情解決の体制（流れの説明やフロー図）が整備されている

<コメント>

子どもの権利については、一時保護所「権利ノート」が年齢別に2種類作成され、担当者から説明が行われます。また、子どもの日誌の後ろに綴られておりいつでも見ることができます。しかし、生活のなかではあまり伝えられていません。

「子どもの権利」については、職員は一時保護所業務マニュアルにより周知されていますが、マニュアルには具体的な内容が示されていません。

子どもの権利が侵害された時の相談先は、一時保護所「権利ノート」に職員に相談するよう記載されるほか、「ご意見箱」が設置されています。しかし、苦情解決の体制についての具体的な流れなどが掲示されていません。

一時保護所の「権利ノート」が作成されていることは高く評価されますが、現在のマニュアルには具体的な対応についての手順等の記載がないため今後の見直しが必要です。

1 子どもの権利保障 (1)権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築

評価

【No.2】子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか（共通）

b

2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明できるような配慮を行っているか

b

子どもが意見等を表明してよいことを分かりやすく説明している

○

子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員との信頼関係づくりに取組んでいる。

○

子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがある

△

2-2 子どもの意見を尊重した一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか

b

子どもの意見等があった場合の対応方法が明確になっている

△

子どもの意見等が希望に応えることが難しい事柄でも、検討の上、応えられない理由を子どもに説明している。

○

子どもの意見等が一時保護等の質の向上を図る取組みに反映されているか

△

<コメント>

子どもの意見・要望・苦情等は、一時保護所「権利ノート」に「自分のことについて、自由に意見や希望を言うことができる」と記載されています。また、「ご意見ポスト」があります。

子どもの意見等があった場合は、一時保護所全体で共有し対応が行われます。また、子どもの希望等に応えることが難しい

場合は説明が行われます。「ご意見ポスト」は、副所長が毎週金曜日に確認を行い内容は一時保護部長へ報告され対応が行われます。

「ご意見ポスト」の確認は週1回となっていますが、子どもが危機的な状況等の場合、緊急に対応が必要なこともあり毎日の確認が必要です。また、意見箱の内容は、一時保護部長に伝えられ子どもへの聞き取りは次長が行っているようですが、一時保護所という特殊な環境や子どもの生活状況から考えると、担当以外の心理司が児童福祉司が適当と考えます。

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ①保護開始に関わる説明・合意

評価

[No.3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか (共通)

b

3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもや保護者に分かりやすく説明し、理解を得ているか

b

保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を子どもに説明している

○

一時保護の期間等について、できるだけ具体的な見通しを伝えている

△

一時保護所での生活、注意事項をしおり等で分かりやすく説明している

△

3-2 不服申し立ての方法等について、保護者や子どもに示しているか

b

保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を保護者に説明している

△

不服申し立ての方法等について、保護者に説明している

△

<コメント>

保護開始時は、児童福祉司より子どもへの説明が児童相談所の面接室で行われます。生活の詳細については、保護後に一時保護所職員から日課や注意事項等、子どもの年齢等に合わせ説明が行われます。しかし、説明時の資料は、日課が簡単に記載されたものであり、わかりやすいものとなっていません。

不服申し立ての方法等についても児童福祉司の業務となっており、一時保護所の職員には知らされていません。

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意

評価

[No.4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか (共通)

b

4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか

b

家族との調整状況等の現状について子どもに伝えている

△

現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに分かるよう伝えている

△

保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている

△

<コメント>

家族の様子や見通しについての説明は、主に児童福祉司が行っています。伝え方については、心理司や保護所職員との協議を行い必要に応じて行われます。その際、一時保護所の職員も同席することもあります。説明後は、児童福祉司と情報を共有しますが十分共有出来ないところもあるようです。今後の連携に期待します。

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意

評価

[No.5] 保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか (共通)

b

5-1	一時保護の解除にあたっては、子ども保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか	b
	<input type="checkbox"/> 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認しているか	△
	<input type="checkbox"/> 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している	△
	<input type="checkbox"/> 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について見通しを伝えている	△
5-2	一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	a
	<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	○
5-3	里親委託や施設入所等が必要な子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 里親委託や施設入所等への必要性を説明している	○
	<input type="checkbox"/> 移動先となる施設や里親への見学、事前面接、パンフレット等により機会をつくっている	△
<p><コメント></p> <p>一時保護の解除については、児童福祉司が保護者や子どもの意向や気持ちを確認しています。解除について伝える時期は、子どもの様子や特性に配慮しながら行なわれます。里親や施設入所が必要な場合には、事前に施設のパンフレットを用いて説明や見学が行なわれます。</p> <p>また、一時保護の職員も子どもが入所先についてどのように理解しているのか確認を行うことや入所前の施設見学に同行する場合もあります。</p> <p>子どもにとって施設での生活は、突然一時保護所での生活が始まり、家庭へ帰ることなく、全く知らない施設で生活することになります。子どもの質問や不安の軽減を図るためには、現時点で一番信頼できる大人として一時保護所の職員が同行することや入所後子どもの支援を行う地域支援部門の職員の同行も望まれます。</p>		

評価

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意

[No.6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか (共通)

		b
6-1	子どもが年齢に応じて SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか	b
	<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や状況に応じ SOS の出し方を伝え練習させている (誰がどのように)	△
6-2	一時保護解除後の児童相談所としての相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	b
	<input type="checkbox"/> 一時保護解除後の相談や支援について説明している	△
	<input type="checkbox"/> 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すための (どのような) ツールがある	△
<p><コメント></p> <p>一時保護解除後の相談や SOS の出し方等は主に児童福祉司が行ないます。過去に一時保護所で子どもに色カードを使って練習を行ったこともあります。一時保護解除後の相談や支援については、一時保護所の職員は理解していないようです。</p> <p>今後、児童福祉司が伝えた後に一時保護所職員が子どもに再度確認を行うことで、相談や SOS の出し方の理解が深まると考えます。</p>		

評価

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護開始・解除に関わる持ち物の説明・合意

[No.7]子どもの所持物について、適切な対応が行われているか (共通)

b

7-1 子どもの所持物について、適切な対応が行われているか		b
<input type="checkbox"/>	子どもの所持する物について、一時保護開始時にルール等を含め分かりやすく説明している	○
<input type="checkbox"/>	子どもの所持物について点検リストが作成されている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている	△
<input type="checkbox"/>	子どもが所持することが子どもの福祉を損なうおそれのある物は、保護者や権利者などに返還している	○
<input type="checkbox"/>	現金等の貴重品が適切に管理されている	○
<input type="checkbox"/>	一時保護解除時の所持物の返還時には、受領証を徴している	○
7-2 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮している		a
<input type="checkbox"/>	子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している	○
<input type="checkbox"/>	子どもの所持物については記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮している	○
<p><コメント></p> <p>子どもの所持物については、原則、衣類を含めすべての持ち込みが禁止されています。しかし、子どもの成長発達や心の安定を図るために、必要な物や宗教に関する物等は居室で過ごす時間帯に渡されます。貴重品については「一時保護児童金品預かり簿」「衣類、物品、保管表」に記載され、退所時に確認欄にチェックが行われます。しかし、受領書は作成されていません。</p> <p>一時保護所における私服の着用や私有物の持ち込みについては、全国の一時保護所において様々な取り組みが見られます。子どもの権利擁護の視点やガイドラインの方向から鑑みると、危険物以外の所持が適当と考えます。また、返還した際には、サインなどの受領確認が必要です。</p>		

1 子どもの権利保障 (3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

評価

[No.8] 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか (共通)

b

8-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか		b
<input type="checkbox"/>	外出、通学、通信、面会、行動等が最小限となるよう、十分に検討されている	△
<input type="checkbox"/>	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか	○
<input type="checkbox"/>	子どもがその制限に不満や不服を言う場合には、なぜ必要なかを時間をかけて納得が得られるように努めている	△
8-2 個別処遇を行う場合など、子どもの意に反した対応を行う場合には、児童相談所でその対応や期間等について検討を行っている		b
<input type="checkbox"/>	個別処遇を行う場合には、むやみに長くならないよう適宜その必要性について検討を行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない	○
<input type="checkbox"/>	制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある	○
<input type="checkbox"/>	制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている	△
<p><コメント></p> <p>外出、通学、通信、面会、行動等の検討は、保護開始時に行われ毎週火曜日の支援会議でも協議されます。通学については、一時保護所から適切な距離であれば出来るだけ登校支援が行われます。しかし、登校するケースは、ほとんどありません。また、外出については、集団で年数回行われますが、子どもの人数や対応状況からあまり行われていません。</p>		

個別処遇を行う場合は、その必要性が協議され記録が行われます。最近では、新型コロナウイルスの対応として個別処遇が行われました。

1 子どもの権利保障 (4)被措置児童等虐待防止

評価

[No.9] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか (共通)

c

9-1 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか

c

被措置児童等虐待の対応マニュアルが整備されている

子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は明確になっている

△

職員研修等が実施されている

9-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか

c

しおり等に、どういう場合に、どこに相談・連絡したらよいのかが記載されている

△

万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか

子どもの心のケア等が行える体制が構築されている

△

事例がある場合は、適切な対応が行われていた (心のケア、調査、再発防止策)

△

<コメント>

平成 30 年度に職員から児童への暴力があり、改善に向けた職員研修が行われました。現在、弁護士による研修等が行われていますが、具体的な取り組みにはいたっていない状況です。今後、被措置児童等虐待のマニュアル及フローチャートの作成や子どもについてもわかりやすく説明することが必要です。

1 子どもの権利保障 (5) 子ども同士の暴力等の防止

評価

[No.10] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか

b

10-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか

a

しおり等に、どういう場合に、どう対応したらよいのかが記載されている

○

10-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制が整備されているか

b

子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっている

○

子ども同士での権利侵害防止のための職員研修や組織運営面での取組みが行われている

<コメント>

子ども同士での暴力等については、「権利ノート」に職員に相談するよう記載されています。また、子ども同士の暴力があった場合の対応マニュアルが作成されています。日頃から子どもの間の不穏な行動などを把握し、可能であれば部屋を分けるなど職員が子どもの動きを注意深く観察します。

子どもの権利侵害防止の研修等が十分ではないようです。今後、子どもの権利擁護に関する研修の定期開催に期待しま

す。

1 子どもの権利保障 (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ① 思想や信教の自由・性的なアイデンティティの保障 評価

[No.11] 特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか **b**

11-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか **b**

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とする子どもの把握を行う仕組みがある | △ |
| <input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とする子どもの受入れについて、どのような対応を行うかが検討されている | △ |
| <input type="checkbox"/> 特別な配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、適切な対応が行われている | ○ |

11-2 性的なアイデンティティに配慮した対応が行われているか **b**

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもの受入について、どのような対応を行うかが検討されている。
(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性) | △ |
| <input type="checkbox"/> 性的なアイデンティティへの配慮を必要とする子どもを受け入れている場合には、子どもの意向に沿った対応が行われている | △ |

<コメント>

特別な配慮を必要とする子どもは、緊急保護も多く事前の情報把握等が困難な場合があります。これまで、宗教により、毎夜お祈りが必要な子どもがおり個室が利用されました。また、新型コロナウイルスの対応として個室を利用したケースもあります。

性的アイデンティティの配慮は、これまで該当するケースがなく、今後、入所を想定した検討が期待されます。今後、緊急保護室は、どのようなケースが使用するのか、また、その場合はどのような対応を行うなどのマニュアルが必要です。

2 養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり ① 安全感・安心感を与えるケア 評価

[No.12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか (共通) **b**

12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか **b**

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 緊急保護後、一時保護所での保護がなじまない場合には、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている | ○ |
| <input type="checkbox"/> 保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている | △ |

12-2 子どもへの接し方、対応は適切であるか **a**

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> すべての子どもに対して、公平に接している | ○ |
| <input type="checkbox"/> 不適切な言葉づかいや態度をとっていない(威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等) | △ |
| <input type="checkbox"/> 子どもの呼称には敬称をつけている | ○ |
| <input type="checkbox"/> 集団の規律を一律に押し付ける等の管理のしやすさより、子どもの生活のしやすさ(自由や家庭的な雰囲気)を大切にしている | △ |

12-3 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか **a**

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している
(いつでも子どもが職員に話かけられる状態や安心感につながるものを手元に置く等) | ○ |
| <input type="checkbox"/> 子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している | ○ |

<コメント>

一時保護所での保護がなされない場合は、子どもの背景や健康状態を配慮し、児童自立支援施設や医療機関へ委託したケースがあります。常時、一時保護所が安全、安心な場所としての適切な環境の確保や体制に努めています。

子どもへの接し方等は、職員も含め月間目標を定め取り組みが行われています。現在、子どもへの呼びかけは「〇〇さん、〇〇君」で統一されていますが、職員は「〇〇先生」と呼ばれています。

社会的養護関係施設では、職員の呼称については「さん」が標準となっています。児童福祉法の改正にともなう一時保護ガイドラインの策定の背景などを含め、呼称について今一度話し合いの機会を期待します。

また、一時保護を行う場合一時保護部長が同席しない場合もあります。一時保護所での子ども全体の生活の様子を把握しないまま、保護を行うと一時保護所が崩壊することもあります。今後、緊急一時保護を含め全て一時保護を行う場合、一時保護部長からの意見や所見が必要です。

養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり ② プライバシーへの配慮

評価

[No.13] 子どものプライバシーへの配慮が行われているか (共通)

b

13-1 子どものプライバシーの保護に配慮しているか

c

子どものプライバシーの保護についてのマニュアル、手引き等を作成している

プライバシーの保護について具体的な例を示し、子どもに周知・説明している。

プライバシーの保護について職員研修が行われている

13-2 居室のプライバシーの保護に配慮されているか。

b

入室にあたっては、声かけやノックなどをして、子どもの了解を得ている。

原則として、居室には、同性職員が入る等の配慮をしている。

年齢や性別に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備を進めている。

同室児とは必要に応じてパーティションや区切り等でプライバシーに配慮した工夫をしている

○

○

△

○

13-3 私物の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか

a

同性職員が行っている

子どもが同席して行っている

○

○

<コメント>

子どものプライバシーの保護のマニュアルはなく研修もないようです。居室のプライバシーの保護については、声かけやノックを行い、私物の点検や支援については同性の職員が行っています。しかし、居室については、定員に応じた施設の最低基準はクリアしているものの保護が多い場合など1つの居室を複数人利用しており対応が難しい状況です。

子どもの権利擁護、人権、権利等について関連する項目があります今後、マニュアルの見直しとともに職員への周知及び研修等の取り組みに期待します。No.1, 2, 3, 8, 9, 10, 11 関連

2 養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり ② エンパワメントにつながるケア

評価

【No.14】 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか（共通）		b
14-1「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		b
<input type="checkbox"/>	全体に対して伝えている	△
<input type="checkbox"/>	個々の子どもに伝えている	○
14-2 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		b
<input type="checkbox"/>	子どもが主体的に活動できる場面をつくっている	△
<input type="checkbox"/>	子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている	△
<p><コメント></p> <p>子どものエンパワメントにつながる養育・支援については個別の時間等に子どもに伝わるよう努めています。しかし、子どもが主体的に活動できる場面や子どもが自ら意見や要望等を伝えても、子どもの人数やマンパワーの不足から対応が困難な状況です。</p>		

2 養育・支援の基本 (2) 子どもからの聴き取り等に関する配慮

評価

【No.15】 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか（共通）		b
15-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか		b
<input type="checkbox"/>	子どもからの生活歴の聞き取りを行うにあたっては、誰がいつ、どのように行うか等を検討したうえで実施している	○
<input type="checkbox"/>	子どもからの聴取は、子どものペースを尊重した非誘導的な受け答え、自発的な話の聞き取りによって進められている	○
<input type="checkbox"/>	聞き取りを行う職員が、必要な技法の習得や研修が行われている	△
15-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもから聞いた話を職員間及び担当児童福祉司と共有する場合には、その旨を子どもに説明している	○
<p><コメント></p> <p>子どもとの個別面接は担当の児童福祉司が行います。児童福祉司が得た情報と一時保護所で得られた情報は、子どもの承認を得て相互に伝えられます。</p> <p>一時保護開始後は、子どもの生活が安定するにしたがって、それまで把握されていなかった様々なことを話すことがあります。その中には重要な情報もあります。子どもの話を聴くときには、子どもの気持ちを尊重しつつ必要な情報を意図的に聴き取ることも必要です。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備 (1) 設備運営基準の遵守

評価

【No.16】 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか		a
16-1 子どもの保護ができる場が用意できているか		a
<input type="checkbox"/>	定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○
16-2 開放的環境における対応が可能となっているか		b
<input type="checkbox"/>	一時保護所内での開放的環境が確保されている	△
16-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか		a
<input type="checkbox"/>	一人あたりの居室面積が基準以上となっている	○
<input type="checkbox"/>	居室定員の上限を超えていない	○
<p>コメント</p> <p>一時保護所の定員が35名であり、必要に応じて他の施設等への委託一時保護も行われ、定員を上回ることがないと考えられます。仮に定員を上回る事態となると、居室以外のダイルームなどの部屋の使用が想定されます。</p> <p>現在の児童相談所は、2019年1月に新築され県の療育福祉センターに併設移転しました。全体に、清潔感があり、天窓などから外光を取り入れられるような工夫が見られます。また、職員室や学習スペースを中心に配置が行われ、左右に男女の居室空間があります。さらに、建物内には体育館や屋上には運動場も設置されています。しかし、廊下、居室などのスペースは子どもの人数が多くなるとやや手狭に感じます。</p> <p>一時保護所内での開放的な環境の確保について、学習室や食堂等の共有空間の活用を含め検討を期待します。</p>		

1 適切な施設・環境整備 (2) 個別性の尊重

評価

【No.17】 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか		b
17-1 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか		b
<input type="checkbox"/>	子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている	△
<input type="checkbox"/>	保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている	○
<input type="checkbox"/>	頭髪の色を変えさせる場合には、子どもの同意を得ている	○
17-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか		a
<input type="checkbox"/>	できるだけ個室で生活できるよう調整している	○
<p><コメント></p> <p>日課に沿って生活が行われます。日課は、明確になっている反面子どもが選択決定できる場面は多いとは言えません。一時保護ガイドラインが示す生活環境は、個室が望ましく、ひとり一人の子どもが自由に過ごし方を決められる時間や環境とあります。</p> <p>さらに、人数の増減などによりルールを変更する場合は、特性のある子どもにとって混乱や不安につながることもあるため配慮が必要です。</p>		

1 適切な施設・環境整備 (3) 生活環境の整備

評価

【No.18】 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

a

18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか		a
	<input type="checkbox"/> 外部からの視線や植栽等を利用して景色などに対する配慮が行われている	○
18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか		a
	<input type="checkbox"/> 日常的に清掃が行われ清潔が保たれている	○
	<input type="checkbox"/> 定期的に害虫駆除等の対策をしている	△
	<input type="checkbox"/> 音、気温、湿度、におい等環境面の確認が定期的に行われている	○
18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか		a
	<input type="checkbox"/> 身体的にリラックスできる空間や設備がある	○
	<input type="checkbox"/> みんなが集まるリビングがある	○
18-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか		a
	<input type="checkbox"/> 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されている	○
18-5 必要な修繕等が行われているか		a
	<input type="checkbox"/> 不適切な環境や破損があった時に早期に改善している	○
	<input type="checkbox"/> 壁の破損、窓の破損など危険箇所がない	○
<p><コメント></p> <p>県立療育センターの整備と共に児童相談所が移転し、県内の障害児療育と児童相談対応を連携させ、総合的に整備されています。建物は住宅街に位置し、階上にあることから道路や周囲の建物から見えるため、窓はレースのカーテンを閉めるようにしています。</p> <p>清掃は業者が行うほか、毎日掃除の時間が設けられています。現在、建物が新しく湿気が溜まりやすいため常時除湿器を運転させるなど、快適な環境整備に努めています。共有フロアには床面にマットを敷いてリラックスできるようにしています。</p>		

2 管理者の責務

評価

【No.19】 管理者（一時保護所の長）としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

a

19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか		a
	<input type="checkbox"/> 管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている	○
	<input type="checkbox"/> 職員との信頼関係ができています	○
19-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか		a
	<input type="checkbox"/> 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている	○
	<input type="checkbox"/> リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている	○
19-3 スーパーバイズができていますか		b
	<input type="checkbox"/> 管理者が、相談支援担当と同程度以上のSV研修を受けている	△
	<input type="checkbox"/> 管理者によるSVが行われている	△

<コメント>

一時保護部長は、これまでの児童福祉分野や児童福祉司業務経験を活かし一時保護所の適切な運営に努めています。また、日頃から一時保護所全体の動向や子どもの様子を把握し適切な支援となるようアドバイスを行っています。

今年度はコロナウイルスの関係もあり研修等の機会が少なくなっています。今後、管理者として一時保護所の適切な運営に努め、よりよい子どものへの支援を行うために引き続き職員へのスーパーバイズに期待します。

3 適切な職員体制（1）設備運営基準の遵守

評価

【No.20】 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか

b

20-1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか		b
<input type="checkbox"/>	児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている	○
<input type="checkbox"/>	定員数等に応じた、職員数が確保されている	○
<input type="checkbox"/>	保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている	○
<input type="checkbox"/>	各時間帯に必要な職員が配置されている	△
<p><コメント></p> <p>最低基準をクリアする職員配置が行われ、保護第一、第二と男女の担当があります。また、専門職としての保育士、児童指導員は、障害分野や児童自立支援施設の現場経験者も多く、その他、児童指導員、学習支援員、児童指導員補助等の職員配置となっています。</p> <p>また、必要に応じて相談部門から保健師、児童心理司等のほか、非常勤の弁護士からのアドバイスを受けることができます。しかし、子どもの数が多くなると一人ひとりの子どもの要望等の受け入れや、朝夕、休日の職員配置が薄く、子どもの数に応じた体制の構築に期待します。</p>		

3 適切な職員体制（2）職員の適正配置

評価

【No.21】 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか（共通）

a

21-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか		a
<input type="checkbox"/>	直接処遇職員と間接処遇職員（調理員など）の役割が明確されているか	○
<input type="checkbox"/>	保健師・看護師の役割が明確にされている	○
21-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか		a
<input type="checkbox"/>	職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている	○
<input type="checkbox"/>	子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている	△
<input type="checkbox"/>	SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士の有資格者）	○
21-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか		b
<input type="checkbox"/>	児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある	△
<input type="checkbox"/>	適切にスーパービジョンがなされている	△
<input type="checkbox"/>	相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている	△
<p><コメント></p> <p>事務分担表により、各職種の業務が明記されています。直接処遇の職員は、障害分野や児童自立支援施設の児童福祉現場経験者等専門性を有する職員配置となっています。スーパーバイズは各保護担当のチーフ等が行っています。</p> <p>児童福祉司と一時保護所職員は、それぞれにケースワークとケアワークの情報を有しています。ケースマネジメントは、双方の緻密な情報の交換と共有の上で成り立ちます。「情報共有シート」を利用して児童福祉司に情報を請求するのではなく、あらかじめケースワーカーとケアワーカー、さらにはスーパーバイザーやその他の専門職が常時情報交換と共有のできる体制の構築が望まれます。</p>		

--	--

3 適切な職員体制（3）情報管理

評価

[No.22] 情報管理が適切に行われているか（共通）

b

22-1 個人情報適切に取り扱われているか		b
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある	○
<input type="checkbox"/>	個人情報について、職員研修等の取組みが実施されている	○
<input type="checkbox"/>	個人情報に関わる書類が放置されていない	○
<input type="checkbox"/>	個人情報に関わる書類の作成中などに、職員が離席する場合には、書類を隠すなどの配慮が行えている	○
<input type="checkbox"/>	個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている	△
22-2 書類や記録等が適切に管理・更新されているか		a
<input type="checkbox"/>	書類や記録等が適切に管理されている	○
<input type="checkbox"/>	書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている	○
22-3 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている	○
<p><コメント></p> <p>県の文書管理規定や個人情報の取り扱いに基づいた取り扱いに努めています。また、主な個人情報はシステムに保存され個々の職員が個人のパスワードを管理しています。</p> <p>しかし、子どもの記録や日誌など誰もがわかるように置いてあり施錠可能なロッカーに保管されていません。今後、個人情報の認識や記載されたものに関しては、ロッカーに保管し、事務室が空になる場合は必ず施錠することが必要です。</p>		

3 適切な職員体制（4）職員の専門性向上の取組

[No.23] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

b

23-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか		b
<input type="checkbox"/>	児童福祉法の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研等が実施されている	△
23-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか		b
<input type="checkbox"/>	計画的な研修が行われている（単発での研修となっていない）	△
<input type="checkbox"/>	研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている	△
<input type="checkbox"/>	所内研修の他、外部研修へ参加している	△
<input type="checkbox"/>	研修で現場を離れる職員がいてもシフトが回せるような体制がとられている	○
23-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか		b
<input type="checkbox"/>	職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている	△
<input type="checkbox"/>	職員のレベルに応じた達成水準が定められている	△
<input type="checkbox"/>	個人ごとの「研修実績ファイル」がつけられ、研修歴がわかるようになっている	△

23-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか		b
<input type="checkbox"/>	OJT を意識的に行っている	△
<input type="checkbox"/>	新任・転任者に OJT を行う職員を決めるなどの工夫がなされている	△
<p><コメント></p> <p>「一時保護ガイドライン」は職員に配布されていますが、解説等の研修は行われていません。現在、所内での研修計画はありません。外部研修として、武蔵野学院で行われる施設職員研修や子どもの虹での専門研修に参加しています。</p> <p>また、職員の業務目標や支援目標は県職員としての取り組みはありますが、一時保護所での設定はありません。今後、一時保護の「強行制」や「はじめて出会う福祉の場として」の視点を再確認し、それぞれの専門性を活かした一時保護所独自の専門性の構築に期待します。</p>		

3 適切な職員体制（4）職員の専門性の向上の取組

評価

[No.24] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

a

24-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか		a
<input type="checkbox"/>	申し送りが適切に共有される仕組みがある（日々の申し送りはどのようにしているか？）	○
<input type="checkbox"/>	職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある	○
<input type="checkbox"/>	申し送りや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時などに配慮されている	○
<p><コメント></p> <p>日々の申し送りは、朝・夕 2 回行なわれます。申し送りには所長も参加し、一時保護所全体の動向や子どもの様子が報告されます。夕方には学生が児童指導員補助として参加します。毎週 1 回支援会が開催され、子どもの様子について情報共有や支援方法の検討が行われます。しかし、会計年度任用職員が参加しておらず、児童指導員補助も文書での確認となっています。</p> <p>会計年度職員及び児童指導員補助についても、職員が支援会議の様子や受理会議等の資料を元に詳細に子どもの情報を伝えることで、職員が気づかない子どもの様子等の情報が得られ、より充実した支援につながると考えます。</p>		

3 適切な職員体制（5）児童福祉司との連携

評価

[No.25] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか（共通）

b

25-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか		a
<input type="checkbox"/>	一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている	○
25-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか		b
<input type="checkbox"/>	入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある	△
<input type="checkbox"/>	追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある	○
<p><コメント></p> <p>「児童相談システム」が導入され、児童相談所全体で情報共有を行うことができます。しかし、一時保護所にはシステム対</p>		

応したパソコンが少なく、職員が必要な時に情報の閲覧や記入が出来ない状況であり、業務効率やシステムが十分活用されていません。

一時保護当初は、「情報共有シート」を活用し情報共有が行われます。しかし、一時保護後に情報が十分伝わらないこともあります。今後、相談部門が得た情報については、システムの入力及び児童福祉司が直接一時保護職員に適宜伝えることが必要です。(22-3と関連)

3 適切な職員体制（6）職場環境

評価

[No.26] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

a

26-1 適正な就業状況が確保されているか

a

労務管理体制が構築されている

○

時間外労働や休暇取得などが適切に行われている

○

26-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか

a

メンタルヘルスに関する取組みが行われている

○

ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている

○

希望があれば、職員が相談できる体制がある

○

<現状>

・体制があるかはわからないが、何かあれば話しやすい上司や先輩に聞いてもらえる。

<コメント>

県の服務規則に従い労務管理や時間外、ストレスチェックやメンタルヘルス等の体制があります。児童相談所は24時間365日稼働しており、その中で緊急対応や緊急一時保護が約7割と大半を占めています。

また、過剰な保護者や深夜の対応等、精神的に疲弊する場面も多く、特にメンタルヘルスのケアが必要となっています。職場全体で補い合う等チームワーク体制の充実が必要です。

4 関係機関との連携（1）子どもの所属する機関との連携

評価

[No.27] 子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか（共通）

b

27-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか

b

子どもの所属する幼保、学校などと必要な関係機関との連携している

○

関係機関との連携の内容や方法が明確になっている

△

一時保護所に対する理解が不十分な関係機関に対し、一時保護所に関する情報提供を積極的に行っている

△

27-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか

b

関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている

△

情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている

△

<コメント>

子どもの所属する学校の先生が面会に訪れ、学習教材の提供や学校での生活の様子について情報提供されます。ただし、学校によっては面会等が少ないこともあります。また、関係機関とは、児童福祉司により情報提供等が行われますが、必要に応じて一時保護所の職員も同行します。

施設入所は、施設の受け入れの体制等から時間がかかり一時保護の在所期間が長くなる例もあります。長期の一時保護は、子どもの主体性、人権、成長、学習の保障等に著しく影響を与えます。今後、教育委員会、社会的養護の施設、要保護児童地域対策協議会等と「一時保護と子どもの最善の利益」についての検討を期待します。

4 関係機関との連携（2）医療機関との連携

評価

[No.28] 医療機関との連携が適切に行われているか

a

28-1 必要に応じて、医療機関との連携が適切に行われているか

a

子どもの健康管理において、医療機関との連携が適切に行われている

○

虐待等により医療が必要な場合、協力関係のある医療機関がある

○

28-2 子どもの状況に応じ、保健師をはじめ児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか

b

医療的な面での支援等が必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケア体制が取れる

△

<コメント>

一時保護所の健康管理は、毎日の視診や体温測定が行われています。また、医療が必要な子どもについては継続して医療機関へ受診が行われます。体の異常や通院等が必要な場合は、保健師へ相談が行われています。今後、医療チーム等については、セカンドオピニオンも含めいつでもチームケアが行える体制に期待します。

4 関係機関との連携（3）警察や司法機関との連携

評価

[No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか（共通）

a

29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか

a

警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている

○

無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある

○

家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている

○

29-2 警察や司法機関の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう十分に調整を行っているか

a

面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている

○

29-3 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか

a

警察や司法機関からの事情聴取、現場検証等に当たっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている

○

子どもが拒んだ場合に、子どものアドボケイトを行っている

○

<コメント>

警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが策定されています。また、昨年度から警察官が児童相談所に配属され連携強化が図られています。今後、警察や司法機関と面接等を行う際の面接時間や子どものアドボケートについて検討し、マニュアルへの追加を期待します。

4 関係機関との連携（４）施設・里親等との連携

評価

[No.30] 施設や里親等との連携が図られているか（共通）

a

30-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか

a

移行する施設や里親との情報の共有が行われている

○

子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている

○

子どもと施設や里親との交流を深める、関係調整を図る機会を設けている

○

子どもの意見や不安などが把握され共有されている

○

移行後の児童福祉司や保護所の関りについて説明している

○

<コメント>

施設や里親等へ移行する場合は、児童福祉司が調整を行い、一時保護の職員も説明の確認等を行っています。入所前の施設見学については、施設の種別によっては一時保護所の職員が同行する場合があります。

子どもにとっては、全く知らない新たな施設への見学については不安が大きく、なじみの一時保護所の職員が同行し、子どもの不安の軽減や素直な気持ちを聞き取ることが必要です。また、入所後のフォローを考慮すると里親支援と施設への支援担当の地域支援部門の職員の同行も期待されます。（No 5 関連）

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

評価

[No.31] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか（共通）

c

31-1 理念・基本方針が策定され職員に周知されているか

c

理念・基本方針が策定され、職員に周知が図られている

理念・基本方針は一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっている

<コメント>

一時保護における理念・基本方針は策定されていません。一時保護の目的は児童福祉法で明確となっており、おそらく全国の一時保護所で理念・基本方針等を策定している児童相談所はほとんどないと思います。

理念・基本方針の存在は、一時保護所における「子どもの最善の利益」を目指す場合に必要なものと考えます。今後、高知県の一時保護所における支援の質の向上を目指すための理念・基本指針の策定に期待します。

2 一時保護所の運営計画等の策定

評価

[No.32] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか

b

32-1 事業計画が策定されているか		b
<input type="checkbox"/>	活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている	△
<input type="checkbox"/>	事業計画は単に行事計画ではなく、必要な事業内容が具体的に示されている	△
<input type="checkbox"/>	事業計画は、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある	△
32-2 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか		b
<input type="checkbox"/>	事業計画の評価、見直しなどの時期や手順が明確になっている	△
<input type="checkbox"/>	目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている	△
<input type="checkbox"/>	評価を行いやすいよう、できる限り数値化を行うなどの工夫が行われている	△
<p><コメント></p> <p>一時保護所における事業計画は、単なる行事計画ではなく、子どもの支援の充実を図るために求められる職員の知識、技術及び環境整備等に関する計画です。職員の異動や短期に入れ替わる子どもなど、流動的な要素を多く持つ一時保護所において「一時保護ガイドライン」が求める、中長期の目標や実現するための事業計画の策定が望まれます。</p>		

3 一時保護所の在り方

評価

[No.33] 緊急保護は、適切に行われているか（共通）

b

33-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか		b
<input type="checkbox"/>	子どもの身体状況を把握するための健康診断や必要に応じて、専門医の診察を受診させている	○
<input type="checkbox"/>	緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている	○
<input type="checkbox"/>	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている	△
<input type="checkbox"/>	閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている	△
33-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか		b
<input type="checkbox"/>	子どもや保護者に対して必要な説明が行われている	○
<input type="checkbox"/>	子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている	△
<p><コメント></p> <p>一時保護後、子どもの身体状況については、必ず健康診断を行い必要があれば専門医等を受診しています。また、緊急保護時の説明は児童福祉司が、生活の流れなどについてしおりを用いて説明しています。子どもが不安に思っていることはないか確認しながら対応が行われています。No. 3、11 と関連</p>		

4 一時保護所における保護の内容（1）生活面のケア

評価

[No.34] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか

a

34-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面で生活面のケアを行っているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている	○
<input type="checkbox"/>	健康維持を第一に行っている（例、歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）	○
<input type="checkbox"/>	幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している	○

<input type="checkbox"/>	精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている	○
34-2 日課構成は適切か		a
<input type="checkbox"/>	子どもの状況に応じた、日課が構成されている	○
<input type="checkbox"/>	入浴の回数は適切である	○
<input type="checkbox"/>	子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	○
34-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか		b
<input type="checkbox"/>	掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている	△
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況に応じて生活面のケアが行われています。日課については、午前中、学習時間が設定され1時間目は全員が漢字学習を行いその後は、子どもの学力にあった学習が学習指導員により行われます。</p> <p>入浴については、毎日一人20分を目安に行われます。基本として夕食後に入浴が行われますが、体育館活動が終わった後で子どもの状況に合わせて開始する場合があります。</p> <p>食事は、調理室から運ばれ、片付けは下膳車に乗せており、食事の準備や食器洗いなどはありません。洗濯については、入浴時に洗濯し、乾燥機に入れ乾いた物を子どもがたたんで片付けています。</p>		

4 一時保護所における保護の内容（2）レクリエーション

評価

[No.35] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか

b

35-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか		a
<input type="checkbox"/>	レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	○
35-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている	○
<input type="checkbox"/>	一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	○
35-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか		b
<input type="checkbox"/>	野外活動等が行われている	△
<input type="checkbox"/>	野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組みや工夫が行われている	△
35-4 遊具や備品について、定期的に点検しているか		a
<input type="checkbox"/>	遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	○
<p><コメント></p> <p>一時保護所には、小教室やユニットの共有スペースでピアノを演奏したり、音楽を聴くことのできる環境があります。また、体育館や屋上のグラウンドがあり、サッカーやバスケットなどの活動的な遊びができます。遊びは子どもで相談して選択し、決められた時間に楽しんでいます。</p> <p>戸外活動は新型コロナウイルス感染症予防のため今年度は実施できていませんが、年2回程度計画されています。また、遊具等は、安全に遊べるように、用具の点検係により適時整備が行なわれています。</p>		

屋外に出る機会が少ないと感じます。現在、新型コロナウイルスの対応もありますが、天気のよい時は近くの公園等への散歩や運動を行う機会を多く持つことが望まれます。

4 一時保護所における保護の内容 (3) 食事 (間食を含む)

評価

[No.36] 食事が適切に提供されているか

b

36-1 適切に食事が提供されているか

a

- 1 日 3 食の食事が、適切な時間に提供されている ○
- 一定期間の予定献立が作成され栄養バランスに配慮されている ○
- 嫌いなものも食べられるように、適切な支援をしている ○
- 食事時間は、適切な時間となっている ○

36-2 食事の安全・衛生が確保されているか

a

- 食材の検収・保管が適切に行われている ○
- 厨房等の調理スペースや食器等の洗浄、消毒、保管等は、衛生に保たれている ○
- 調理員等は、日常の健康管理に十分配慮するとともに、毎月定期的に検便を実施している ○
- 職員等による検食が適切なタイミングで行われている ○

36-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか

a

- アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている ○
- アセスメントができていない子どもがいることを想定した、食事アレルギー等への対応に配慮している ○
- 宗教上の理由で食べられない食品への配慮が行われている ○
- 子どもの年齢、体格等に応じた食事量の調整を適切に行っている ○
- 体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている △

36-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか

b

- 食事の種類に応じてそれぞれが適温で提供されている ○
- 子どもの嗜好調査等を行われ、子どもの嗜好等の配慮した食事が提供されている
- 適切な仕様の食器が選択されている
- 食事のときのテーブルの高さ、椅子の高さに配慮されている ○
- 食堂から見えるものへの配慮がされている ○

36-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか

b

- 明るく楽しい雰囲気となるよう配慮されている △
- 食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている △
- ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている △

<コメント>

保護時の聞き取りなどで、食物アレルギーや宗教上の配慮等を子どもや保護者、関係機関から情報を収集し対応が行われます。調理は委託業者が行っており、子どものアレルギーや特定の食材等が伝えられています。

食器は壊れないプラスチック素材で温冷配膳庫によって、適温で提供されています。子どもから好評なメニュー等は検食簿に記載されていますが、意見を伝えられるような給食会議の設定がありません。

食事は療育福祉センターと同じ調理場で作られ、配膳や食器等のシステムは病院と同じです。今後、食器の工夫や毎月の給食会議の開催により、さらにおいしく、食育を意図した取り組みに期待します。また、壁面に季節の飾り付けなどの装飾も明るく楽しい食事の雰囲気演出に有効と考えます。

4 一時保護所における保護の内容（４）衣服

評価

[No.37] 子どもの衣服は適切に提供されているか

b

37-1 衣服の清潔は保たれているか

a

洗濯の回数・方法が適切である

○

37-2 衣習慣が身に付くように支援しているか

a

気候にあわせた衣服を着用するよう指導している

○

子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている

○

37-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか

c

私服を着用できるようにしている

貸与の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている

37-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか

b

肌着を使い回していない（下着は新品を使用）

○

古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与していない

△

破損したりした場合、繕ったり交換している

○

<コメント>

衣類は全員が保護所から貸与されたジャージなど2着を毎日交代で洗濯し、着用しています。また、スリッパは（クロックス）です。体育館、運動場での遊びにより頻繁に穴が空き、補修も行います。

これまで、指定された私服の持ち込みにより、保護者に金銭的な負担をかけないよう配慮され、現在、ジャージの貸与となっていますが、このようにジャージを着回すことは、一時保護中の衣生活としては適切とは言えません。今後の検討に期待します。

（No.7と関連）

4 一時保護所における保護の内容（５）睡眠・排泄

評価

[No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか

a

38-1 就寝・起床は適切か

a

発達段階に応じた睡眠時間が確保されている

○

職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）

○

38-2 睡眠環境は適切か

b

就寝時の空調温度が適切に設定されている

○

清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている

○

特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている

38-3 排泄の指導は適切に行われているか		a
<input type="checkbox"/>	夜尿をする子どもに対して予防のために定期的に起こすなどしている	○
<input type="checkbox"/>	夜尿をした場合他の子どもわからないよう対応している	○
<input type="checkbox"/>	夜間トイレを怖がる子どもへ適切な対応が行われている	○
<p><コメント></p> <p>子どもの年齢に合わせ就寝が行われ、起床時の声掛けや時間に配慮しています。寝具類は布団乾燥機にかけ、シーツも週1回交換されます。保護所内は常時空調が入っており、職員室で温度設定し、適温適湿が保たれています。添い寝は禁止されていますが、子どもの状況によっては必要な場合もあります。今後、柔軟な対応が望まれます。</p>		

4 一時保護所における保護の内容（6）健康管理

評価

[No.39] 子どもの健康管理が適切に行われているか

b

39-1 子どもの健康状態が把握されているか		a
<input type="checkbox"/>	日々の子どもの健康状態を把握し、記録している	○
<input type="checkbox"/>	医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある	△
39-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか		b
<input type="checkbox"/>	必要に応じて健康診査を受けさせている	○
<input type="checkbox"/>	体調不良やケガ等が発生した場合の対応方法が明確になっている	○
<input type="checkbox"/>	応急の医薬品等が備え付けられている	○
<input type="checkbox"/>	診療科目ごとに受診する医療機関がリストアップされている	△
<input type="checkbox"/>	診療に必要な「受診券」が準備されている	○
<input type="checkbox"/>	診療に連れて行く職員が確保できる体制になっている	○
<p><コメント></p> <p>体調管理は、毎日1時間目に体温測定をし、保健師と連携しながら健康管理が行われています。不調時には通院など適時対応しています。服薬の管理は、1週間分を日付ごとに小分けし職員がダブルチェックをしてから保管し、服薬の際にも現場で確認しています。薬の管理、準備する職員が決まっており、服薬後も薬袋を保管しています。</p> <p>移転して期間が浅いこともあり、今後、受診できる科目ごとの医療機関のリストアップや緊急時の対応についてのマニュアルの策定を期待します。</p>		

4 一時保護所における保護の内容（7）教育・学習支援

評価

[No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか（共通）

b

40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか		a
<input type="checkbox"/>	子どもの学習時間が確保されている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの希望に応じ、学習時間以外でも学習できる環境を確保している	○
<input type="checkbox"/>	学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握している	○

<input type="checkbox"/> 一人ひとりの子どもの学力等に応じた学習支援を行っている	○
<input type="checkbox"/> 学習耐性のない子ども、精神的に不安定な子ども、基礎的な学力が身につけていない子どもには、学ぶことの楽しさや達成感などを味わうことで学習意欲を高めるための創意工夫した学習を行っている	○
40-2 在籍校との連携が図られているか	b
<input type="checkbox"/> 保護所での学習内容や教材について、在籍校と協議している	○
<input type="checkbox"/> 教材などを在籍校から提供してもらっている	△
<input type="checkbox"/> 在籍校の教職員が定期的に保護所に来訪している	△
40-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか	b
<input type="checkbox"/> 保護期間が長期化する子どもについて、一時保護委託等を含めて通学機会を確保するための十分な検討を行っている	△
<input type="checkbox"/> 受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学機会の確保に努めている	△
<input type="checkbox"/> 通学させる場合には、子どもの安全に十分に配慮している	○
<p><コメント></p> <p>今年度から学習担当専門の職員が配置され、学力査定に基づいた学習支援や教材準備が行われています。在籍校からの面会や学習教材の提供もありますが、頻度は少なく通学へ向けた前向きな状況が見受けられません。</p> <p>一時保護開始から解除に向けて学校との連携は非常に大切なことです。例えば、学校から一時保護となり、その後、家庭へ復帰する場合、学校や担任は同じクラスの子どものような説明を行うのでしょうか。学校との連携は、とても重要ですが、時には「福祉と教育」の考え方に相違がある場面も見受けられます。</p> <p>また、学校との連携がスムーズに行われる場合は「子どもの最善の利益」に基づいた支援となります。（No. 27と関連）</p>	

4 一時保護所における保護の内容(8)保育

評価

[No.41]未就学児に対しては適切な保育を行っているか

該当なし

41-1 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか	
<input type="checkbox"/> 必要な保育などの支援体制が確保されている	
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている	
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	
<p><コメント></p> <p>該当なし、乳児は乳児院に委託されます。</p>	

4 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等

評価

[No.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか（共通）

a

42-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか	a
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している	○
<input type="checkbox"/> 子どもへの情報提供にあたり、説明する内容やタイミング、誰から説明するかなどについて、子どもの状況を踏まえて十分に検討している	○
<input type="checkbox"/> 面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明がしっかりと行われている	○

42-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか		b
<input type="checkbox"/>	子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で迅速に共有されている	△
<input type="checkbox"/>	説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	△
42-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか		a
<input type="checkbox"/>	一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	○
<p><コメント></p> <p>家族との連絡調整や子どもへの情報提供は、担当の児童福祉司が行い、一時保護所の職員と共有します。虐待等の理由により面会を制限している場合には、子どもの年齢や状況に合わせて伝えています。面会は、子どもの意思を尊重して実施されます。</p> <p>面会を行うにあたり、家族の心情や一時保護所となった背景に考慮しながら、子どもが安全・安心して面会が行えるよう、情報が共有されます。しかし、情報提供や説明の内容等面会に関連した情報共有にルールはなく、児童福祉司による差異があるようです。</p>		

5 特別なケアの実施 (1)性的問題への対応

評価

[No.43]子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか（共通）

a

43-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか		a
<input type="checkbox"/>	性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している	○
43-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか		a
<input type="checkbox"/>	異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている	○
<input type="checkbox"/>	具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを教えている	○
43-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか		b
<input type="checkbox"/>	他の子どもたちと分離できる設備と職員体制が確保されている	△
<input type="checkbox"/>	教育・指導を改めて行っている	○
<input type="checkbox"/>	他の子どもと合流する際には、他の子どもとの関係性を評価している	○
<input type="checkbox"/>	必要に応じて、医療機関を受診させている	○
43-4 PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか		a
<input type="checkbox"/>	警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている	○

<コメント>

性被害を受けた子どもの保護は少なからずあります。ユニットは男女で分かれており、食事と学習を除き男女が別々のスペースで生活する構造になっています。担当する職員も男女別に担当しており、異性スタッフが支援することは基本的にはありません。

人と人との距離の取り方やプライベートゾーンについては、すべての子どもに対して配慮するよう伝えています。気分の変動が大きいなど心理的な理由で対応困難な子どもについては、児童心理司が個別の支援を担う場合もあります。

5 特別なケアの実施 (2)問題行動のある子どもへの対応

評価

[No.44]他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか（共通）

a

44-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	a
<input type="checkbox"/> 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている	○
<input type="checkbox"/> 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	○
<input type="checkbox"/> 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
44-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか	a
<input type="checkbox"/> 心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
<input type="checkbox"/> 保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている	○
44-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか	b
<input type="checkbox"/> 緊急時に必要な応援体制が確保されている	△
<input type="checkbox"/> 緊急時には 110 番することが職員に周知されている	○
<input type="checkbox"/> 他害等、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている	○
<input type="checkbox"/> 子どもがなぜ暴言、暴力をしなければならないところまで追いつめられたのか、その気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている	○
<input type="checkbox"/> 他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている	○
<p><コメント></p> <p>自傷につながる危険な道具は、刃物ばかりでなく筆記具などについても必要時のみ渡すなど、一時保護所内が安全な生活環境になるよう配慮しています。</p> <p>自傷行為のある子どもの支援は、保護前に情報があれば個別に検討されます。また、保護開始後も、子どもの行動観察と支援を行い自傷他害行為の予防に努めています。</p>	

5 特別なケアの実施 (3)無断外出を行う子どもへの対応

評価

[No.45]無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか（共通）

b

45-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか	b
<input type="checkbox"/> 受入時に無断外出を行う可能性が把握されている	○
<input type="checkbox"/> 心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	△
<input type="checkbox"/> 心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	△
45-2 無断外出があった場合に適切な対応を行っているか	a

<input type="checkbox"/> 無断外出の対応マニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出があった場合には、保護者その他の関係機関に連絡している	○
45-3 無断外出が発生した場合に、その子どもや周囲の子どもたちに対して適切な対応を行っているか	a
<input type="checkbox"/> 無断外出後は、安全確認（危険物などの持ち込みがないか、負傷していないか）や、行動確認（自傷、他害、窃盗などをしていないか）を行っている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出した子どもを温かく迎え入れ、無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出をした子どもや繰り返す子どもを鍵のかかった部屋に置いておく、その他外出できないようにする等、子どもを拘束することをしていない	○
<input type="checkbox"/> 無断外出した子どもに、作業や運動などを罰として科すなどの対応をしていない	○
<input type="checkbox"/> 無断外出が発生した場合に周囲の子どもたちに対して適切な対応を行っているか	○
<p><コメント></p> <p>一時保護所の出入り口を施錠していた時には、無断外出の例がありました。出入口が閉ざされているという閉鎖的空間への拒否感が無断外出を誘発していたと考えられます。子どもの気持ちへの理解から、検討の後に出入口の施錠を解除したところ無断外出がほとんどなくなりました。</p> <p>無断外出をする子どもには、一時保護について説明と納得が不十分な場合や、発達障害等を背景とした子ども自身の心理的な不安定さなどの背景があります。その対応には、担当児童福祉司等との十分な連携が必要になります。しかしながら、その不十分さから無断外出を企てた事例が見受けられます。無断外出から帰所した子どもには、個別に対応して経過や心情を尋ね、理解と対応に努めています。</p>	

5 特別なケアの実施 (4)重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもへの対応係の対応

評価

[No.46]重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている（共通）

b

46-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	b
<input type="checkbox"/> 重大事件を想定したマニュアルが策定されている	△
<input type="checkbox"/> 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備されている	△
46-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	b
<input type="checkbox"/> 他児の生活スペースから分離され、他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている	△
<input type="checkbox"/> 刺激が少ない場所にある	△
46-3 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか	b
<input type="checkbox"/> 身近な親族等を失った子どもに対してマニュアルが策定されている	
<input type="checkbox"/> 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備されている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている	△

<コメント>

重大事件に関与した子どもの保護、身近な親族が亡くなるという事案についても経験はありません。いずれの場合もその対応について検討し、出来ればマニュアルを整備しておくことが必要と考えます。

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応

評価

[No.47]被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか（共通）

a

47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか

a

被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握が行えている

○

子どもの心身の状況等についての的確な評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている

○

必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある

○

47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか

a

心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している

○

保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスや治療的なケアを行っている

○

<コメント>

被虐待を受け入れる場合には事前に情報を得て、担当児童福祉司、児童心理司と対応し、必要な時には医療機関との連携しながら支援が行われます。また、一時保護所においても子どもの心のケアに十分気をつけています。

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応

評価

[No.48]健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか（共通）

b

48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか

b

子どもの健康配慮や障害の状況等に関する把握が行えている

○

子どもの健康や障害の状況等について、支援上の配慮等の方針が検討されている

○

受入を行うにあたり、介助を含んだバリアフリーや設備等などのハード面での環境整備や工夫が行われている

○

発達障害を有する子どもの受入を行うにあたり、刺激のコントロールが行える環境や体制がある

△

必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある

△

受入可否の判断基準と対応が明確になっている

△

48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか

a

心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している

○

保護期間中、必要な子どもには十分な医学的アドバイスを受けている

○

<input type="checkbox"/>	保護期間中、服薬管理や必要な子どもに治療的なケアを行っている	○
<input type="checkbox"/>	個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	○
48-3 受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか		b
<input type="checkbox"/>	障害への理解を深めるための取組みがなされている	△
<input type="checkbox"/>	障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている	○
<p><コメント></p> <p>一時保護は緊急に開始することが多く、事前に子どもの状態を十分に把握することは困難です。一時保護所内の床やトイレはバリアフリーとなっていますが、車いすの場合には対応は困難で、適切な施設に委託して一時保護を行う必要があります。</p> <p>非行や性被害のあった子どもなど、すでに保護した他の子どもへの影響から対応が困難と予測される児であっても、受け入れを断ることが困難な場合があります。</p>		

6 安全対策 (1)災害時対策

評価

[No.49]災害発生時の対応は明確になっているか（共通 併設の場合）

a

49-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか		a
<input type="checkbox"/>	具体的な避難計画が策定され避難訓練が実施されている	○
<input type="checkbox"/>	災害発生時や緊急事態発生時に必要な関係機関の連絡先が明示されている	○
<input type="checkbox"/>	避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている	△
<input type="checkbox"/>	防災カーテンの設置など、設備上の火災等の発生防止を行っている	○
<input type="checkbox"/>	避難動線が確保されており、非常口が塞がれていない	○
<input type="checkbox"/>	消火器及び消火栓が稼動することが確認できている	○
<p><コメント></p> <p>避難時の連絡網が策定され、毎月、避難訓練や消火設備の点検が行われています。</p>		

6 安全対策 (2)感染症対策

評価

[No.50]感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか（共通）

a

50-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか		a
<input type="checkbox"/>	感染症発生時について、マニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/>	一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している	○
<input type="checkbox"/>	子どもが感染している場合等は、他の子どもから隔離したり必要な治療が行えている	○
<input type="checkbox"/>	ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症について、発生を防止するための取組みが行われている	○
<p><コメント></p> <p>感染症が疑われる場合には、他児と隔離するなどの対応が行われます。感染症の予防と発生時対応マニュアルを整備し、</p>		

嘔吐等急性の感染症症状の対応については、演習を繰り返すなど緊急時に確実に実施ができるよう備えておくことが必要です。

7 質の維持・向上

評価

[No.51]一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

b

51-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか

b

養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある

△

リスク管理に関して定めたマニュアルがある（想定されるリスク、未然防止策と発生時の対応）

△

51-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか

b

マニュアルの内容に関する研修が実施されている

△

職員の執務スペースなど、必要な時にいつでも職員が確認できるように工夫されている

○

51-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることや見直しが行われる仕組みがあるか

b

定期的にマニュアルの見直しが行われている

△

マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）

△

マニュアル等の見直しにあたり、職員の意見が反映されている

○

<コメント>

業務マニュアルが作成され、全職員に配布し、事務室や夜間指導員の宿直室などに配置してあります。内容は明瞭な手順が示されていないなどの課題があり、現在のマニュアル（運営規程）は、業務の一覧としてある程度の役割は果たしていると思いますが、実務については不十分と判断します。

マニュアルは、「まだ生じていない危機に対してあらかじめ行う図上訓練」のことです。細部のマニュアルではなく、課題に対して誰が判断するのか、判断のための情報を記載するだけで職員の皆さんの業務は、少し楽になり、その余裕を子どもたちのケアに向けることが可能になるのだと思います。今後のマニュアルの見直しに期待します。

7 質の維持・向上

評価

[No.52]一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

b

52-1 自己評価が定期的に行われているか

c

自己評価を定期的実施している

52-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか

c

外部評価を定期的受けている

△

52-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか

b

評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組につなげていく仕組みがある

△

職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか

○

PDCA サイクルに基づく組織的な取組が行われている

<コメント>

一時保護所は、社会に開かれた施設ではないことや県の機関であるために職員が比較的短期間で異動する特徴がありま

す。その中で支援の質を担保するためには、外部の評価を受けたり、標準化された質の高い支援が引き継がれる工夫が必要です。

また、一時保護下の支援は一時保護所の職員だけではなく、相談部門や心理部門との協働のもとに行われることも大きな特徴です。ひとり一人の支援計画により、分担した支援が確実に実施され PDCA が展開される協働の実現が望まれます。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施 (1)保護開始時

評価

[No.53]保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか（共通）

a

53-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか

a

可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている

○

必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている

○

保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている

○

53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか

a

感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている

○

保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている

○

<コメント>

緊急的な保護のため情報が乏しい中での出会いとなる場合も少なくありません。そのような中でもできるだけの情報収集を実施し、対応が行われます。NO.4、42 と関連

1 アセスメントの実施 (1)保護開始時

評価

[No.54]関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか（共通）

b

54-1 総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されているか

b

チームで情報共有しながら関係機関との総合的なアセスメントが行われている

○

保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている

○

総合的なアセスメントに基づく援助指針が策定されている

○

子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている

△

<コメント>

方針決定はありますが、決定までに時間がかかっています。決定した支援方針は共有され、毎週の支援会議で進捗が検討されます。

2 援助指針の策定及び個別ケアの実施

評価

[No.55] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか

a

55-1 個別援助方針に基づく個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が行われているか

a

 子ども一人ひとりの援助指針に沿った個別ケアが行われている

○

 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別援助指針に沿って行われている

○

 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している

○

 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている

○

<コメント>

支援方針にしたがって個別の支援が行われます。支援の状況は、毎週実施する支援会で経過が検討される他、随時情報共有されます。迅速なアセスメントとともに支援の方向性の決定ができるだけ早く行われることが適切な支援につながります。

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

評価

[No.56] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか（共通）

b

56-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか

a

 子どもとの関わりを通じ、子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている

○

 一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている

○

 子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している

○

56-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか

a

 子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている

○

 子どもとの状況や変化により、必要に応じて個別援助指針の見直しを行うための仕組みがある

○

56-3 必要のない長期間の保護が行われていないか

b

 必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別援助指針の評価、見直しが行われている

△

 一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている

○

<コメント>

保護者への対応及び調査、関係機関との連絡調整、受け入れ先の施設の都合等で退所までに時間を要しています。今後、子どもの権利擁護等の観点から「一時保護ガイドライン」が示す保護期間を目指す取り組みに期待します。

3 子どもの観察 (1)子どもの観察

評価

[No.57] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか（共通）

a

57-1 子どもの生活場面において行動観察を行っているか

a

 種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している

○

 子どもと定期的に面談等を行っている

○

<input type="checkbox"/>	□担当者に限らず、児童福祉司、児童心理司などを含め行動観察が行われている	○
57-2 子どもの行動観察が記録されているか		a
<input type="checkbox"/>	□子どもの日々の様子が記録されている	○
<input type="checkbox"/>	□客観的事実と所見が区分して書かれている	△
<input type="checkbox"/>	□児童福祉司、心理職員などの所見が記録されているか	○
<p><コメント></p> <p>担当の児童福祉司から行動観察のポイント等が示され、一人ひとりの支援の視点が明確になっています。子どもと必要な時には時間をかけて話す時間を設けています。児童心理司も行動観察のために個別の面接を行っています。</p> <p>子どもの行動観察は、子どもの将来の生活の支援の基本となるべきものです。今後も適切な行動観察への取り組みを期待します。</p>		

3 子どもの観察 (2)観察会議等の実施

評価

[No.58]観察会議が適切に実施されているか (共通)

b

58-1 職員は、業務引継を適切に行っているか		a
<input type="checkbox"/>	□子どもの状況について、職員が十分に把握できている	○
58-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討□とりまとめが適切に行われているか		b
<input type="checkbox"/>	□定期的に観察会議を実施している	○
<input type="checkbox"/>	□観察会議では、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認し、行動診断を行っている	○
<input type="checkbox"/>	□観察会議には、担当の児童福祉司や児童心理司等が参加している	
<input type="checkbox"/>	□観察する上で、長所（ストレングス）と短所（課題）の両面を意識している	○
<input type="checkbox"/>	□観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている	○
<input type="checkbox"/>	□観察会議の結果が判定会議に提出されている	○
<p><コメント></p> <p>毎週 1 回、一時保護所で職員会を行い子どもの観察結果や支援の方向性が検討されます。この検討結果は、記録され全職員が共有することとしています。しかし、担当の児童福祉司や児童心理司の参加がありません。適切な行動観察を作成するためには、担当の児童福祉司や児童心理司が話し合い協議を行うことが必須です。</p>		